

「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与  
対策に関するガイドライン」に関するよくあるご質問（FAQ）

**0. 基本的な考え方**

**【Q1】 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与とはどのようなものでしょうか。クレジットカード業におけるこれらに関するリスクとはどのようなものでしょうか。**

**【A】**「マネー・ローンダリング」（以下、「マネロン」という。）とは、犯罪によって得た収益（犯罪により取得した財産を転売するなどして得た収益も含むが、これに限らない。）を、その出所や真の所有者を分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を指します。また、「テロ資金供与」とは、テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指します。

クレジットカード取引に関するカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者等から商品等を購入等することのできるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。）（以下、「カード」という。）は、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金を支払う方法として広く利用されるに至っています。カードは、犯罪収益を現金で取得した者がカードを利用して当該現金を物品など別の形態の財産に変えることができることから、犯罪収益の追跡可能性を低下させるおそれがあります。また、カード会員が、自己の保有するカードを第三者に交付し、又はそのカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、カードは、国内外を問わず利用でき、また、一部には利用可能枠が高額なものもあることから、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外問わず行うことが可能となります。これらのことから、マネロン・テロ資金供与等に悪用される危険性があります。

**【Q2】 経営陣の関与・理解とは具体的にどのようなことでしょうか。**

**【A】**経営陣による関与・理解については、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けることや、経営陣の責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施することが考えられます。経営陣は、自社が直面しているマネロン・テロ資金供与リスクについて事業特性等を踏まえつつ経営目線で説明できる程度に理解していることが求められます。「経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する」とは、経営陣自らが実施する主体となるというよりも、関係部門を適切に支援し、導く（主導する）ことが求められているものです。本ガイドラインにおける経営陣とは、代表権を有する役員のほか、リスク管理、システム投資、事務を含むマネロン・テロ資金供与対策に責任を有する役員や関係する事業部門・監査部門に責任を有する役員

を含み得る概念ですが、経営陣の範囲やそのあり方等については、クレジットカード事業者において、経営トップ等のリーダーシップの下、十分に議論・検討していただくことが重要です。体制を整えるに当たっては、経営陣の内訳やその責任分担について定めておくことが望ましいものと考えます。

## 1. 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

【Q3】本ガイドラインはどのような位置付けのものでしょうか。

【A】クレジットカード事業者が講ずべきマネロン・テロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢の動向やリスクの変化等に機動的に対応し、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制を有効性ある形で維持していく必要があります。本ガイドラインは、クレジットカード事業者に対し、実効的なマネロン・テロ資金供与対策の基本的な考え方を示すものです。クレジットカード事業者においては、管理体制の構築・維持に当たって、関係法令や本ガイドライン等を形式的に遵守することのみを重視することとならないよう留意し、実質的な対応を行うことが求められます。

本ガイドラインは、経済産業省が、各クレジットカード事業者の取組みのモニタリングに当たり、当局として、各クレジットカード事業者において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確にするとともに、今後の当局としてのモニタリング等のあり方を示すものです。経済産業省では、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策に係る体制整備について、割賦販売法の包括信用購入あっせん業者の登録申請に対する審査において確認するとともに、本ガイドラインを踏まえた対策への対応状況等について、登録事業者に対して、適切にモニタリングを行っていくこととしています。体制整備については、特に、①特定事業者作成書面等（リスク評価書）の作成によりリスク評価の結果の文書化を行い、これを定期又は必要に応じて見直すこと、②当該リスク評価に照らして自社が講ずべき実効的な低減措置を定めること、③マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を定めること、④マネロン・テロ資金供与対策に関係する全ての管理部門とその責務を定めるとともに自らの直面するマネロン・テロ資金供与リスクに照らして監査の対象・頻度・手法等を適切に定めること（犯収法第11条第3号に規定される統括管理する者の選任を含みます。）、⑤マネロン・テロ資金供与対策に関わる役職員の教育訓練を実施すること、といった点について重点的に確認等を行います。

本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」は、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に係る着眼点等を明らかにしたものです。モニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題があると認められる場合には、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴収・改善命令等の法令に基づく行政対応を行う場合があります。

## 2. リスクベース・アプローチ

【Q4】 マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチにおいて、自らのマネロン・テロ資金供与リスクをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するとされているが、具体的に「リスク許容度の範囲内」であるとはどのように考えればよいでしょうか。

【A】 自らが特定・評価したマネロン・テロ資金供与リスクが、当該事業者のリスク管理上許容できる範囲内に収まることを意味します。クレジットカード事業者においては、自らが取り扱うサービス等や顧客属性などからマネロン・テロ資金供与リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った体制の構築・整備等を優先付けしつつ機動的に行っていくことが求められます。

## 3. リスクの特定

【Q5】 「包括的かつ具体的な検証」とは具体的にどのようなことでしょうか。

【A】 「包括的かつ具体的な検証」の方法は、個々のクレジットカード事業者によって異なりますが、自らの提供しているサービス等や取引（カードの発行やその利用等）の形態、取引の行われる地理的な範囲、カードを発行する顧客の属性等について、漏れがないよう包括的に洗い出しを行う必要があります。また、包括的かつ具体的な検証に当たっては、自らの事業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等を考慮することとされていますが、この地理的特性とは自らが事業活動を行う地域の地理的な要素の特性を意味し、また、事業環境・経営戦略のあり方等については、競合他社との競争の状況や、サービスの変化、取引量（カード発行枚数や取扱高等）の増減等によりマネロン・テロ資金供与の固有リスクが変化する可能性があり、こうした変化により影響を受ける場合には検証の際に特に重要な考慮要素となります。

【Q6】 新たなサービス等を取り扱う場合や新たな態様による取引を行う場合にサービス等の提供前に当該サービス等のリスクの検証や、連携先事業者のリスク管理体制の有効性も含めた検証をすることとされていますが、その際に留意すべき事項を教えてください。

【A】 これまで取扱いがなかったサービス等の提供を開始する場合のほか、例えば、国内外の事業を買収することや業務提携等により、新たなサービス等の取扱いが発生する場合、直面するリスクが変化的ことから、事業部門と管理部門が連携して、事前にマネロン・テロ資金供与リスクを分析・検証することが求められます。このうち、他業態の事業者と提携して、取引時確認業務を当該他業態の事業者に依拠して新たなサービス等を提供する場合に、当該他の事業者のマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の有効性を確認することが求められます。また、オンラインでのクレジットカード申込みやバーチャルカード（カードの券面を発行しない契約）については、発行時のなりすましによ

る不正防止の措置の有効性等を検証することが重要です。なお、資金決済業者等と連携するクレジットカード取引に関しては、連携先に求める対策や自社で確認すべき事項などについて、日本クレジット協会から公表されている「資金決済業者等とクレジットカードとの連携に係る本人認証等セキュリティガイドライン」にも記載されていますのでご参照ください。

【Q7】「マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと」とは、具体的に経営陣にどのような対応を求めているのでしょうか。

【A】 マネロン・テロ資金供与リスクの特定段階で、経営陣に求められている対応としては、①組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与リスクを特定するための枠組みの確保、②経営レベルでの各部門の利害調整、③円滑かつ実効的にマネロン・テロ資金供与リスクの特定を実施するための指導・支援を行うこと、④それらを可能とする経営資源の配分に関する機関決定を主導的に実施することが必要であると考えます。

【Q8】「リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定」とありますが、具体的な指標の例を教えてください。例えば、カード発行枚数や取扱高、非対面によるカード発行の有無・枚数、バーチャルカードの有無・枚数、事業地域の広さ、疑わしい取引の届出件数等は該当しますか。

【A】 リスクの特定・評価に係る主要な指標には、ご指摘の指標も含まれ得るところ、具体的にいかなる指標を用いて定量的な分析を行うかについては、各クレジットカード事業者の事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえて判断されることとなります。

#### 4. リスクの評価

【Q9】リスクの特定において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて評価を実施することや、リスク評価の結果を文書化することについて留意すべき事項を教えてください。

【A】 リスク評価においては、リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき評価を実施することとされていますが、具体的かつ客観的な根拠については、例えば、実際の取引分析や評価、顧客属性、疑わしい取引の届出の内容や傾向、自らの被害の状況や手口の分析等を踏まえた評価とすることなどが考えられます。リスク評価に当たっては、例えば、取引量（カード発行枚数や取扱高等）、影響の発生率、影響度等の検証結果や、自らの事業環境、経営戦略、リスク特性等を踏まえる必要があると考えます。

また、これらの要素をどのように考慮し、どのように評価を行うかなどについては、各クレジットカード事業者において、事前に文書化しておく必要があります。リスク評価の結果を文書化する過程においては、講じられているリスク低減措置（類型毎のリス

ク評価結果等に基づいた具体的な措置の詳細等) や、随時・定期的な有効性検証の実施内容及び評価等について記載することが求められます。

【Q10】リスクの評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮することとされていますが、「等」について具体的に教えてください。また、疑わしい取引の届出はどのように分析することが求められるのでしょうか。

【A】例えば、捜査機関等からの外部照会の状況を分析するほか、特殊詐欺等の金融犯罪や、自社等でのカードの不正利用が発生している場合に、その手口や被害状況等を分析して、リスクの評価に活用することが考えられます。

また、疑わしい取引の届出の分析として、疑わしい取引の届出を実施した顧客の顧客リスク評価を見直すのみならず、届出をした疑わしい取引に関して、サービス内容、取引形態、国・地域、顧客属性、届出理由、発覚経緯等といった要素に着目し整理を行った上で、自らの行っているリスクの特定、評価、低減措置、顧客リスク評価の見直しに活用することが求められます。

【Q11】「定期的にリスク評価を見直す」とありますが、「定期的」の目安は1年に1度程度と考えてよいでしょうか。

【A】定期的な見直しについては、少なくとも1年に1回は見直しを検討することが必要であるほか、新たなリスクが生じたり、新たな規制が導入されたりするなど、サービス等、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクが変化した場合や重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した場合等に、随時見直すことが考えられます。さらに、定期的に見直す場合にはその時期や期間、随時に見直す場合にはその見直しが必要となる状況等を事前に検討して文書化しておくことで、より実効性が確保されるものと考えます。

【Q12】「リスク評価の過程に経営陣が関与し」とありますが、具体的にどのような事項に対して、どこまで経営陣が関与すべきなのか、対応例等を教えてください。

【A】マネロン・テロ資金供与リスクの評価段階で、経営陣に求められている対応としては、①組織全体で連携・協働しているマネロン・テロ資金供与リスクを評価するための枠組みの確保、②経営レベルでの各部門の利害調整、③円滑かつ実効的にマネロン・テロ資金供与リスクの評価を実施するための指導・支援を行うこと、④それらを可能とする経営資源の配分に関する機関決定を主導的に実施することなどです。対応例としては、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員が、評価手法の検討・実施について承認し、リスク評価のプロセスが適切に行われるよう体制を整備した上で確認を行い、必要に応じて、遅滞なくこれらの評価手法やその実施体制について改善を図り、経営陣が、リスク評価の過程で、担当部署から随時報告を受け、リスク評価の結果について議論の上承認を行い、最終的なリスク評価を確定させる対応が考えられます。

## 5. リスクの低減

## (1) リスク低減措置の意義

【Q13】「個々の顧客・取引の内容等を調査」する場合において、留意すべき事項を教えてください。

【A】「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法としては、様々なものが考えられます。例えば、個々の顧客が利用するサービス等の内容や取引の状況を検証し、個々の顧客に対して申告を求めたり、リスクに応じて信頼に足る証跡を求めたりするほか、個々の顧客に接触しなくとも、顧客に関する不芳情報（ネガティブ・ニュース）を取得したり、当該不芳情報が当該顧客のリスク評価に影響を与える場合、その背景・実態を追加調査したり、顧客の取引の内容について、過去の取引の態様、職業や取引目的等との整合性を確認したりすることなどが考えられます。「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法については、対象となる顧客や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。

【Q14】「個々の顧客・取引の内容等」の調査「結果を当該リスクの評価結果と照らして」に関して、留意すべき事項を教えてください。

【A】まず、自らが保有している顧客や取引の内容等の情報を基に、仮の顧客リスク評価を実施した上、さらに、最新の顧客や取引の内容等の情報を考慮することにより、顧客リスク評価を最新にすることが必要です。顧客リスク評価を適切に実施することにより、適切なリスク低減措置を判断・実施することができるものと考えています。

【Q15】「講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること」について、留意すべき事項やどのような対応が考えられるかを教えてください。

【A】講ずべき実効的な低減措置については、マネロン・テロ資金供与リスクの低減のみを目的とする措置の有効性のほか、他の目的のために従前より実施していた各種取組みの副次的な効果も踏まえ、総合的に判断・実施することが求められます。

例えば、カードの交付時における取引時確認は、適切な本人確認手続を通じてなりすましを防ぐためのリスク低減措置として有効であるとともに、その際に、顧客リスク評価を実施すること、リスクに応じて追加的に行うヒアリング項目をあらかじめ定めておくこと、厳格な取引時確認の手続を文書化し周知徹底しておくことも取引開始時におけるリスク低減措置と考えられます。取引開始後においても、顧客リスク評価に応じた頻度及び顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した際にリスク評価を見直すこと、リスクに応じた取引モニタリングのしきい値を設定・変更することも有効なリスク低減措置です。さらに、顧客に事情等を十分に確認した上で、例えば、住所と異なる連絡先にカードの送付を希望する顧客との取引には追加的な説明を求めるとともに、必要に応じて総合的に判断し、契約自由の原則に基づき、取引に応じないあるいは留保することもリスク低減措置の一つと考えられます。リスク低減措置を検討する場合には、業務実態に即して、必要な対応を実施することが重要です。

【Q16】「マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】事前に策定していたマネロン・テロ資金供与リスクに対する方針・手続・計画等において、リスクの高い顧客に対するリスクに応じた具体的な対応策、具体的な対応策を講ずるタイミング、実施権限者、実施プロセス、実施部署等を定め、当該方針・手続・計画等に従い、個々の顧客に対する顧客リスク評価やリスクに応じた取引モニタリング等のリスクに応じた適切なリスク低減措置を実施することを求めています（本ガイドラインⅡ—2 3.（2）【対応が求められる事項】⑦も参照のこと）。

## （2）顧客管理

【Q17】「顧客の受入れに関する方針」には、どのような内容が盛り込まれる必要があるのでしょうか。

【A】自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引及び顧客に求める対応について、明確に判断するに足りる内容が記載されている必要があると考えます。そのほか、謝絶や取引制限をする場合の適切な決裁権限等といった内容が盛り込まれている必要があると考えます。

【Q18】顧客の「実質的支配者」について、顧客管理において留意すべき事項を教えてください。

【A】カード分野においては、法人を顧客とする場合（いわゆる法人カードを法人顧客に交付等する場合）に、実質的支配者についても顧客管理において対象としていただくこととなります。実質的支配者の定義は犯収法における実質的支配者と同様です。顧客の受入れに関する方針の策定にあたっては、実質的支配者について何をいかなる方法で確認・勘案等すべきかについては、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての実質的支配者に当てはめるのではなく、顧客リスク評価に基づき、リスクが高い場合についてはより深く、証拠を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えられます。また、顧客の実質的支配者の本人確認事項の調査に関しては、本ガイドラインにおける本人確認事項は、犯収法上の本人特定事項のほか、例えば、その職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得るより広い概念です。リスクに応じてどの項目を確認・勘案等するのかについては、事前に検討して文書化しておくことで、実効性を確保することが考えられます。

【Q19】「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」手法は、どのようなものがあるのでしょうか。

【A】顧客リスク評価とは、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえて実施する全ての顧客に対するリスク評価を意味しています。本ガイドラインは、全ての顧客について、クレジットカード事業者によるマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価の結果を総合して、顧

客リスク評価をすることを求めるものですが、具体的な対応策については、その取引や顧客の状況に応じて、個別具体的に判断する必要があります。

顧客リスク評価については、まずはクレジットカード事業者が保有する顧客情報に基づいて、リスク評価を行い、当該評価結果に応じた継続的な顧客管理を実施していく過程で顧客情報を更新していくという手法が考えられます。このような過程において、当初は高リスク類型・低リスク類型といった二段階で顧客リスク評価を行い、より詳細な評価へと高度化させていくという手法が適切な場合も考えられますが、いずれにしても、具体的な対応策については、クレジットカード事業者の規模・特性に応じて個別具体的に判断されることとなります。クレジットカード事業者の規模・特性や業務実態等に照らしたリスク評価を踏まえ、リスクが限定されるといえる場合には、顧客属性、利用する商品・サービスやカードの利用実態などから顧客を類型化して顧客リスク評価を行うことも妥当であると考えられます。

【Q20】「マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客」とは、犯収法第4条第2項前段に規定する厳格な顧客管理を行う必要性が高いと認められる取引等（以下、「高リスク取引」という。）を行う顧客を指すのでしょうか。

【A】本ガイドラインⅡ-2 3. (2)【対応が求められる事項】⑦に定める「マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客」とは、クレジットカード事業者において策定した顧客の受入れに関する方針等に基づき、必要な情報を確認・調査した結果、受入段階においてマネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断された顧客のほか、受入後、継続的な顧客管理措置の中で、リスク評価を見直した際に、あらかじめ定められた方法でリスクが高いと判断された顧客を意味します。

犯収法上の高リスク取引を行う顧客について、法定の各項目を確認することは、法令対応として、最低限対応が必要な措置であると考えます。

【Q21】「リスクに応じた簡素な顧客管理」とは具体的にどのような措置をいうのでしょうか。犯収法上の「簡素な顧客管理」（犯収法施行令第7条第1項柱書及び犯収法施行規則第4条第1項柱書）とは何が異なるのでしょうか。

【A】リスクに応じた簡素な顧客管理は、犯収法上の「簡素な顧客管理」とは異なる概念です。リスクに応じた簡素な顧客管理は、主として、顧客情報の更新の場面を問題にしているものであり、継続的な顧客管理を行う上での実態把握やリスク評価の見直しの際に行う措置を意味しています。犯収法上の「簡素な顧客管理」のように、取引時確認等の場面に適用されるものではありません。

【Q22】継続的な顧客管理を導入する際、これまで管理を行っていない既存顧客等はどうに取り扱えばよいのでしょうか。

【A】継続的な顧客管理の実施には、前提として、サービス等、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証して得られたリスク評価を踏

まえ、全顧客に顧客リスク評価がなされていることが必要となります。既存顧客に対する顧客リスク評価は、既存の顧客情報に基づく暫定的な顧客リスク評価を行った上、最新の顧客情報に基づいて当該仮の顧客リスク評価を見直し、そのリスクに応じた頻度により、あるいは、随時に、顧客情報を更新する必要があります。

【Q23】顧客情報の「定期的な確認」についての留意事項を教えてください。

【A】継続的な顧客管理については、リスクが低いと判断した顧客も含む全ての顧客をその対象とすることが求められますが、全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、顧客のリスクに応じて、調査の頻度・項目・手法等を個別具体的に判断していただく必要があります。カードの利用や周辺サービス等においてマネロン・テロ資金供与対策に係る情報も確認されている場合には、そのような実態把握をもって、継続的な顧客管理における顧客情報の確認とすることも考えられます。ただし、高リスク顧客の中には、営業実態の把握や実地調査、顧客に対して対面で確認することが必要な場合もあることから、リスクに応じた対応が必要であることに留意してください。

【Q24】「継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客のリスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること」とは、具体的にどのような措置が求められていますか。

【A】リスクに応じたリスク低減措置とは、「リスクに応じた厳格な顧客管理」「顧客管理」「リスクに応じた簡素な顧客管理」といった顧客管理の方法を変更するのみならず、取引モニタリングにおけるしきい値やモニタリングシナリオを変更したり、取引時に調査する顧客情報の収集の内容・方法を変更したりするなどの措置を講ずることが求められています。継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を適切に顧客リスク評価の見直しやリスク低減措置の改善に活用するには、確認結果を適切に管理し、関係部署と共有する体制整備が重要です。

### (3) 取引モニタリング・フィルタリング

【Q25】取引の「モニタリング」と「フィルタリング」のそれぞれの定義・留意事項を教えてください。

【A】本ガイドラインにおいては、「取引モニタリング」とは、過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法をいいます。

取引モニタリングにあたっては、画一的なシナリオやしきい値によって不公正取引の疑いがある取引を検知するのではなく、リスクに応じて、適用するシナリオやしきい値を異にする対応を求めています。取引モニタリングで検知した取引、疑わしい取引の届出に至った取引について、共通した取引の特徴や現行の抽出基準を確認することに加えて、より多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴や抽出基準とそれ以外を特定し、有効な取引の特徴や抽出基準の改善余地の検証、それ以外については、有効なも

のと同様に改善の余地がないか検証するとともに、誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施することが求められています。

また、「取引フィルタリング」とは、取引前やリストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について反社会的勢力や制裁対象者等のリストとの照合を行うことなどを通じて、反社会的勢力等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法をいい、新規顧客や既存顧客の名義が照合対象となる制裁リスト等に該当しないかを確認する、いわゆるネームスクリーニングという手法も含む概念として扱っています。本ガイドラインでは、取引フィルタリングに関する適切な体制の構築・整備を求めています。例えば、制裁対象者や制裁対象地域について、アルファベットで複数の表記方法があり得る場合には、スペリングの違いについて幅をもって検索できる「あいまい検索機能」の適切な設定に加えて、制裁リストに複数の名称を登録することのほか、他の顧客の継続的顧客管理措置や取引モニタリング、取引フィルタリング、疑わしい取引の届出調査の過程で把握した情報や公知情報等から入手した取引不可先情報や、系統的に検知し深掘調査を行うためのキーワード等（制裁対象国・地域や制裁対象者でないものの、リスクの高い特定の国・地域名や氏名、団体名等）をクレジットカード事業者独自の照合リストに追加することなどにより、制裁対象者との取引等に関するリスク管理やリスクに応じた調査を適切に行うことなどが含まれると考えます。

#### （４）記録の保存

【Ｑ２６】「適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存すること」とされていますが、どのようなものを指すのでしょうか。

【Ａ】犯収法により作成が求められる確認記録（犯収法第６条）、取引記録（犯収法第７条）、本ガイドラインⅡ-２ ３．（７）③イ・ロ及びハに記載する事項に関する記録、顧客との取引経緯の記録等、クレジットカード事業者におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理に必要な全ての記録を指します。なお、記録の保存の方法は、電磁的記録による保存も含まれます。

#### （５）疑わしい取引の届出

【Ｑ２７】疑わしい取引の届出について、「届出の状況等を自らのリスク管理体制の強化にも必要に応じ活用する」とは具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【Ａ】疑わしい取引の届出については、犯収法上求められている届出義務の履行及び義務履行を適切に実施できる体制整備等のみならず、疑わしい取引の届出を実施した取引について分析することに加え、クレジットカード事業者自らのリスク評価や取引モニタリングのシナリオ・しきい値に反映できるような情報を抽出し、リスク管理体制の強化に活用することが求められます。また、検知から届出までの時間の管理及び効率化、誤検知率を低下させるためのシナリオの見直しや取引モニタリングの有効性の検証等の取組等も含まれます。

【Q28】「疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する体制を構築すること」とは、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】クレジットカード事業者の規模・特性も含め、業務内容に応じて、疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、疑わしい顧客や取引等について、第1線や第2線における的確に検知・監視・分析できる体制の構築が求められています。

## 6. 管理体制とその有効性の検証・見直し

【Q29】「マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等」における「計画」とは何か教えてください。

【A】個々のクレジットカード事業者のマネロン・テロ資金供与対策の実効性を高めるための内部管理体制、監査、研修等の一連の計画を想定しています。

【Q30】「リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと」とは具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等については、クレジットカード事業者において、適切に遵守されることに加え、所管部署等による適切な牽制機能が発揮される必要があり、リスク傾向の変化が把握された場合や運営上の課題等が認められた場合には、不断に検証を実施し、実効性を確保することが求められます。したがって、方針・手続・計画等については、策定されただけでは不十分であって、組織的に、実効性を確保する検証や改善を継続的に実施していく必要があると考えます。

【Q31】「リスク低減措置を講じてもなお残存するリスク」について、どのように検討すればよいのでしょうか。

【A】残存リスクは、リスク低減措置によって、各クレジットカード事業者のリスク許容度の範囲内で可能な限り小さくすることが求められており、残存リスクが高いまま、そのサービス等を継続させることは困難であるものと考えます。残存リスクがゼロになることはないことを前提にしつつ、高リスクから中リスク、中リスクから低リスクへとリスク低減措置の改善を図るため、疑わしい取引の届出の分析結果によりしきい値やシナリオの改善等を行うなどしてリスク低減を図ることができないかを定期的に検証する機会を持ち、経営陣を含めて検討する必要があります。

【Q32】「経営陣の関与」とは、例えば、マネロン担当役員が、リスク評価の過程や、定期的に開催するAML委員会等に関与することなどが考えられるという理解でよいでしょうか。

【A】このような会議体等に参加し、議論を行うことも経営陣の関与のあり方の一つですが、経営陣による関与の態様はこれに限られません。経営陣の役割として、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けることや、経営陣の責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保、教育、資源配分等を実施することが考えられます。

【Q33】「管理体制等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築すること」について具体的にどのような点に留意することが求められていますか。

【A】クレジットカード業では、カード業務の一部を提携事業者に委託することも多くみられますが、業務委託先が取引時確認や顧客管理の一部を実施している場合においても、委託元のクレジットカード事業者が顧客管理に関する責任を負います。このため、例えば、委託元が自らの責任で方針・手続・計画等の策定を行った上で、当該委託先を第1線と位置付け、委託元の第2線が委託先に対して必要な牽制・支援を行い、必要な文書管理を行うことなどが必要であると考えられます。この場合、第3線は、第2線において委託先の牽制や支援を適切に実施しているかを監査することとなります。

【Q34】グループベースの管理体制について、「グループ全体で統合的な形で、これを実施すること」とありますが、具体的にどのような点に留意することが求められているのでしょうか。

【A】クレジットカード事業者が金融機関等とグループを形成している場合には、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、その下で、グループ全体で統合的に対応することを求めています。したがって、グループ内企業においては、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループで共通した対応及び個社対応等に整理し、グループ内での対応に整合性を取り、グループ管理に係る責任部署によって承認される必要があると考えます。